報道機関各位

海老名市
住みたい 住み続けたいまち

Press Release

令和７年６月26日

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

令和７年度の固定資産税・都市計画税について、別の納税義務者へ課税する誤りが１件判明いたしましたので報告します。

１　対象者とおおよその影響額等（イメージ）

	納税義務者Ａ		納税義務者Ｂ	
【正】	Ａ土地	1.1万円	Ｂ土地	3.8万円
	Ａ家屋	7.6万円	Ｂ家屋	7.6万円
	（計）	8.7万円	（計）	11.4万円
【誤】	Ａ土地	1.1万円	課税無し	
	Ａ家屋	7.6万円		
	Ｂ土地（誤り）	3.8万円		
	Ｂ家屋（誤り）	7.6万円		
	（計）	20.1万円		

２　原因

納税義務者のカナ氏名が同一であったことから、課税担当職員が納税義務者を誤ったことにより、別の納税義務者に課税したことが原因となります。

３　今後の対応及び再発防止策

納税義務者に直接お伺いし、謝罪と説明及び還付手続き等行います。

また、再発防止策につきましては、課税業務の事務処理手順、チェック体制の再確認を徹底いたします。

◎この件に関するお問い合わせ
海老名市財務部資産税課　電話 046-235-8597